

# 郵政民営化委員会 ヒアリング資料

平成19年3月26日  
日本郵政株式会社

## 1. グループ・ガバナンスの基本方針

---

### 【所見における記載】

#### （4. グループ経営における経済合理性と投資家の信認の確保）

承継会社のグループ経営において、株式会社としての経済合理性を確立するとともに、郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融子会社」という。）に対する投資家の信認に疑義を招かないようにするため、日本郵政とその子会社である承継会社との間の経営資源と権能の適正な配分、金融子会社と事業子会社とそれぞれの特性に応じた日本郵政による統合的な経営管理と子会社統治、子会社相互間における競争的価格を参照した公正な取引関係について、適格な方針を定め、それを対外的に明確化すること

# 1. グループ・ガバナンスの基本方針

---

## (1) グループ各社の自立

○日本郵政グループは、傘下に郵便事業、銀行業、保険業、及び代理店業である郵便局事業という、性格の異なる子会社を擁し、幅広いステークホルダーを保有

○民営化の円滑な遂行とステークホルダーからの多様な期待に応えるため、各子会社の業務執行における自立性を尊重することを基本として、グループ全体のコーポレート・ガバナンス態勢を構築

## (2) 各社へのガバナンスの基本的考え方

### ①非金融2社(郵便事業会社・郵便局会社)

・法令上、経営管理を行うことが持株会社の業務（日本郵政株式会社法第1条）

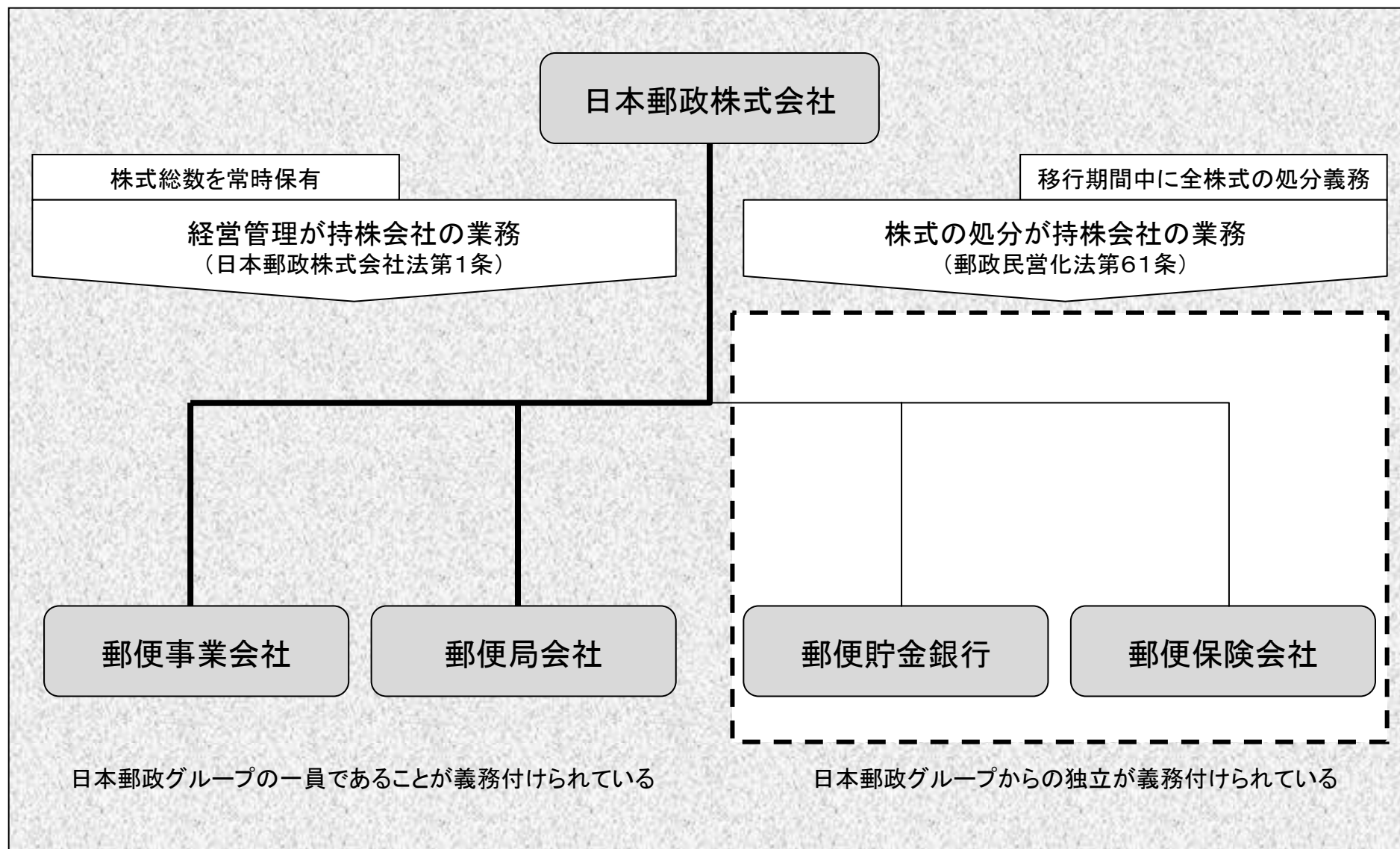
・株式総数を常時保有する持株会社として、財務の健全性、業務の適切性の確保を図っていく観点から、必要な統制を実施

### ②金融2社(郵便貯金銀行・郵便保険会社)

・法令上、株式の処分を行うことが持株会社の業務（郵政民営化法第62条）

・上場に向けて、東証の上場基準に従って子会社の独立性を確保する必要がある。また、金融持株会社として求められる経営管理態勢と、金融2社の持株会社からの独立性とのバランスを考慮し、統制を実施

## 【持株会社と各子会社との関係】



## 2. グループ・ガバナンスの枠組み

### (1) グループ経営管理契約

○「グループ経営戦略の遂行」と「グループ内部統制の確保」を実現していく観点から、持株会社とグループ各社との間で経営管理契約を締結し、グループ会社の統制を実施

○グループ経営管理契約では、グループ経営に与える影響度を規準に、「基本方針」「承認事項」「報告事項」の三段階に分け、統制を実施

○金融2社については、上場にあたって持株会社からの独立性が求められることから、民営化当初から、単年度の事業計画や内部統制にかかる事項については、報告事項に位置付け。さらに、一部上場段階から完全売却に向け、段階的に統制レベルを緩和

| 項 目  | 内 容                                                                          | 例                                                                         |
|------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針 | ・持株会社から子会社に対してガイドラインとして提示を行うもの。子会社は自らの事業計画や諸規定の作成にあたり、このガイドラインに則って自社の方針を定める。 | ・グループリスク管理基本方針<br>・グループコンプライアンス基本方針<br>・グループ内部監査基本方針<br>・グループ内取引に係る基本方針 等 |
| 承認事項 | ・子会社は実施に際し、持株会社と事前に協議し、持株会社の承認を得ることを必要とする事項                                  | ・各子会社の中期経営計画の策定<br>・非金融2社の年度事業計画の策定、期中事業計画の変更                             |
| 報告事項 | ・子会社が実施後速やかに持株会社に報告する必要がある事項                                                 | ・金融2社の年度事業計画の策定、期中事業計画の変更<br>・事業成績の報告、決算の報告                               |

### 3. グループリスク管理

---

#### 【金融コングロマリット監督指針】

##### Ⅱ－2－2－1リスク管理共通編

##### (1)リスクの伝播に対する管理態勢

経営管理会社及びグループ内会社は、それぞれ法人として独立した存在であるが、経営管理会社又はグループ内会社で顕在化したリスクが、資本関係や外部の評判（レピュテーション）又はグループ内取引等を通じて、グループ内の他の会社に波及し、グループ内の金融機関又はグループ全体に損害が生じる可能性がある。経営管理会社においては、グループ内のリスク波及がグループ内の金融機関の健全性等に与える影響について十分理解され、その上で、これに的確に対応するための態勢が整備されているか。

#### 【H18. 9. 11 第8回郵政民営化委員会 金融庁佐藤監督局長発言】

例えば銀行持株会社あるいは保険持株会社の場合には銀行法あるいは保険業法では他業禁止の趣旨から、兄弟会社として持株会社の下にぶら下げ得る会社の業務内容に制限があるということでございます。そこは兄弟会社のリスクというものが金融業の方に波及しないということがまず第一義的なねらいであろうかと思えます。この郵政民営化のプロセスにおきましてはそもそも10年間の移行期間においてはそういうことを制度設計として折り込んでおりますので、そこは制度上どうするかということよりは、この10年間に限る限りは運用上事業会社のリスクが金融業へ波及しないようにチェックするということが重要であろうかと思えます。そういう意味では銀行持株会社であり保険持株会社である日本郵政株式会社にリスク遮断に意を尽くしていただくという必要があろうかと思えます。完全民営化後には一応その関係が外れるというのが制度設計上の趣旨であるというふうに理解をいたしております

### 3. グループリスク管理

---

#### (1) グループリスク管理上の留意点

○持株会社は、金融2社が子会社である間、金融持株会社として当局の監督規制が及ぶことから、当局の金融コングロマリット指針に適合するグループリスク管理を実施することが必要

○一方で、持株会社と金融2社との関係は、通常の金融持株会社における持株会社と子会社との関係とは大きく異なることから、以下の点につき留意してグループリスク管理を実施

##### ①金融2社の自立的リスク管理の確認

・持株会社は、株式上場を目指す金融2社に対して、自立した金融機関として十分なリスク管理態勢を構築し、リスク管理を実施しているか確認することに重点を置く

##### ②非金融2社の事業リスクの金融2社へのリスク伝播の抑止

・持株会社は、非金融2社の事業リスクを金融2社にリスク伝播させないことに重点を置いてリスク管理を行う

### 3. グループリスク管理

---

#### (2) グループリスク管理上のポイント

○前記の留意点を踏まえたグループリスク管理上のポイントは以下のとおり

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①持株会社及び子会社における<br>リスク管理態勢および管理リス<br>クの明確化 | <ul style="list-style-type: none"><li>・グループリスク管理基本方針により、グループが管理すべきリスクの分類・定義を実施</li><li>・また、持株会社および子会社すべてにリスク管理統括部署と個別リスク管理部署の設置を義務付けるなど、グループリスク管理のフレームワークを整備して、グループにおけるリスクの把握を的確に行う体制を構築</li></ul>                                             |
| ②市場リスク・信用リスク等の金<br>融事業関連リスク量の計測           | <ul style="list-style-type: none"><li>・金融2社については、Var等によるリスク量計測を実施</li><li>・持株会社は、個々の会社毎に計測したリスク量が資本に対して適正な範囲に収まることを確認するとともに、グループ全体のリスク量把握も、重複リスクの分散効果等を考慮せず、2社の合算値により保守的に管理</li></ul>                                                          |
| ③一定規模以上のグループ内取<br>引の把握                    | <ul style="list-style-type: none"><li>・子会社間のグループ内取引が、アームス・レングスルールに則って行われ、子会社間で不適切な利益移転が行われていないことを確認するため、一定規模以上のグループ内取引についての報告基準を設けてグループ内取引を把握</li><li>・また、重要な資産の取得・処分、重要な投融資、資金調達計画等については、グループ経営管理契約によって持株会社の承認事項と規定し、金融2社へのリスク伝播を抑止</li></ul> |

### 3. グループリスク管理

#### (3) グループリスク管理のフレームワーク

○グループリスク管理の最上位規程として、グループリスク管理基本方針を策定し、子会社を統制

##### 【グループリスク管理基本方針に基づくリスク管理のフレームワーク】

| 統制方法              | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| グループリスク<br>管理基本方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>①リスク管理統括部署の設置<br/>・各子会社は、自社のリスク管理を統括する部署を設置する。</li><li>②グループ共通のリスク管理の取組方針<br/>・リスク管理プロセス、モニタリング、相互牽制制度の発揮など共通の取組方針を規定</li><li>③管理対象とすべきリスク区分の定義と各社が管理対象とすべきリスク区分<br/>・市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーションリスクなど、管理対象とすべきリスク区分の定義を行い、各子会社が管理対象とすべきリスク区分を指定</li><li>④持株会社の役割と子会社の役割<br/>・持株会社による統制と子会社が実施すべきリスク管理のフレームワーク(孫会社の管理を含む)を規定</li></ul> |
| 報告事項              | <ul style="list-style-type: none"><li>①子会社<br/>・各社のリスク管理方針・規程の制定・改廃状況、管理対象となるリスク区分の状況、グループ内取引の状況、否定的なレピュテーションの情報などについて持株会社に定期的に報告</li><li>②金融2社<br/>・上記に加え、リスク量の計測結果や設定したリスクリミットについて報告</li></ul>                                                                                                                                                                            |
| 協議・調整             | <ul style="list-style-type: none"><li>・持株会社のリスク管理統括部署は、グループ全体のリスク管理の観点から、子会社のリスク管理統括部署または個別リスク管理部署と必要に応じて協議・調整</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                    |

## 4. グループ内取引

---

### 【金融コングロマリット監督指針】

経営管理会社はグループ内取引がグループ内の金融機関の健全性等の確保に及ぼす影響を十分に理解した上で、適切な管理態勢を構築する必要がある

### 【アームス・レングス・ルール】

#### 銀行法第13条の2（特定関係者との間の取引等）

銀行は、その特定関係者（当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常条件に照らして当該銀行に不利益を与えるものとして内閣府令で定める取引
- 二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為

#### 保険業法第100条の3（特定関係者との間の取引等）

保険会社は、その特定関係者（当該保険会社の子会社、当該保険会社の保険主要株主、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社（当該保険会社を除く。）その他の当該保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 当該特定関係者との間で行う取引で、当該保険会社の取引の通常条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引
- 二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為

## 4. グループ内取引

---

### (1) グループ内取引に関する基本的考え方

○グループ内取引については、金融コングロマリット監督指針において、適切な管理態勢の構築が求められていることを踏まえ、持株会社において、グループ内取引にかかる基本方針を定めるとともに、グループ内取引のうち、重要な受委託契約の締結等については持株会社の承認事項として規定

○子会社相互間の受委託契約締結や手数料設定等、グループ内取引に関する基本的考え方は以下のとおり

|                      |                                                                                                                                                                           |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①各子会社の自主性・創造性の尊重、効率化 | <ul style="list-style-type: none"><li>各子会社は、それぞれのステークホルダーを有し、市場の中でそれぞれが独立して経営を行うものであり、グループ内取引においても、各子会社の自主性、創造性を尊重するとともに、効率化を促進</li></ul>                                 |
| ②アームス・レングス・ルール       | <ul style="list-style-type: none"><li>契約条件や手数料等の算定にあたっては、市場における取引事例等を参考にしつつ、実際の業務量や単価に基づき算定するなど、公平・公正な価格条件での取引を遵守</li><li>また、税務上の観点からも、適正な取引対価となっているかについての検証を実施</li></ul> |
| ③法令上の要請              | <ul style="list-style-type: none"><li>郵便事業会社は、郵便窓口業務・印紙の売りさばきに関する業務について、郵便局会社への委託義務</li><li>金融2社と郵便局会社の受委託契約については、郵政民営化法により、民営化後10年間は安定的代理店契約の締結を義務付け</li></ul>           |

## 4. グループ内取引

### (2) 郵便事業会社と郵便局会社間の受委託手数料

○法律による委託義務のある「郵便窓口業務・印紙の売りさばきに関する業務」と、任意の委託業務である「荷物の運送の取扱いに関する業務」とで手数料を分けて設定

○郵便事業会社の経営上の重要な事項(例:営業推進)については、インセンティブを付与

#### 【郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務】

|             |                                                                                                |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①郵便販売・取扱手数料 | ・切手類販売や郵便物の引受けなどに対して支払<br>－販売金額又は取扱量に、それぞれの事務ごとに設定した手数料率を乗じて算出                                 |
| ②印紙売りさばき手数料 | ・印紙の売りさばきに対して支払<br>－印紙の売りさばき額に、印紙の種類ごとに設定した手数料率を乗じて算出                                          |
| ③窓口施設維持額    | ・郵便窓口業務のユニバーサルサービスを維持するために必要な固定費的なコスト相当部分に対して支払<br>－郵便局について郵便窓口の規模に応じた複数の段階を設定し、局数に月額の単価を乗じて算出 |

#### 【荷物の運送の取扱いに関する業務】

|             |                                                                       |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|
| ①荷物販売・取扱手数料 | ・エキスパック販売やゆうパックの引受けなどに対して支払<br>－販売金額又は取扱量に、それぞれの事務ごとに設定した手数料率を乗じて算出   |
| ②案件紹介・維持手数料 | ・ゆうパックの新規獲得、維持に寄与する活動に対して支払<br>－新規案件又は差出維持の活動を行ったお客様からの収入に、手数料率を乗じて算出 |
| (インセンティブ項目) | 郵便局会社における取組を強化するため、新商品投入や営業推進状況に応じインセンティブを予定                          |

## 4. グループ内取引

### (3) 郵便貯金銀行と郵便局会社間の受委託手数料

○委託業務の種類別に算定し、業務取扱状況に対して従量的な仕組みとする

○銀行経営上の重要な事項(例:事務品質向上)については、インセンティブ項目として、手数料を支払

#### 【主な手数料項目】

|                         |                                                                                                                    |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①預金の預払事務に関する手数料         | ・代理店が獲得した預金残高に応じて支払<br>ー預金残高に一定の料率(預金獲得等にかかる経費から算出)を乗じて算出                                                          |
| ②資産運用商品の販売に関する手数料       | ・国債・投資信託等の販売・管理に対して支払<br>ー国債・投資信託から得られる手数料に、コスト負担割合(窓口業務にかかるコスト／総コスト)を乗じて算出                                        |
| ③送金決済・その他役務の提供事務に関する手数料 | ・為替・振替・国庫金・外貨両替・ATM提携等の業務に対して支払<br>ー各業務から得られる手数料収入に、コスト負担割合(窓口業務にかかるコスト／総コスト)を乗じて算出                                |
| ④インセンティブ付与に関する手数料       | ・現時点で予定しているものは以下のとおり<br>ー事務品質向上に対するインセンティブ手数料<br>ーメイン世帯数(*)の維持・拡大に対するインセンティブ手数料<br>(*)年金、給与預入、自動払込を複合的に利用いただいている世帯 |

## 4. グループ内取引

### (4) 郵便保険会社と郵便局会社間の受委託手数料

○新契約募集や保有契約に係る保険料の集金、保険金等支払等の主要業務の委託に対して、①募集手数料、②継続手数料、③維持・集金手数料を支払

○保険会社の経営上の重要な事項(例:業務品質向上)については、インセンティブ項目として、手数料に反映(募集手数料や維持・集金手数料の一部として支払)

#### 【主な手数料項目】

|             |                                                                                                     |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①募集手数料      | ・民営化後の新契約獲得に対して支払<br>ー民営化後の新契約の募集実績に、保険種類毎に設定した手数料率を乗じて算出。保険料払込期間に応じ、最長10年間にわたって支払                  |
| ②継続手数料      | ・民営化前の契約の継続に対して支払<br>ー民営化前10年以内に獲得した契約の継続分について、募集手数料に準じて設定した手数料を支払                                  |
| ③維持・集金手数料   | ・保有契約の維持・集金業務等に対して支払<br>ー委託業務毎(保険料の収納や保険金の支払事務等)の業務単価に指標(保有契約件数等)を乗じて算出。業務単価は実地調査等に基づき設定。           |
| (インセンティブ項目) | ・現時点で予定しているものは以下のとおり<br>ー効率化や業務品質向上(口座払込率や不祥事件の発生状況等)に対するインセンティブ<br>ー主要指標達成(販売指標や解約失効指標)に対するインセンティブ |

## 5. 株式の早期上場

---

### 【郵政民営化法】

#### 第7条(新会社の株式)

政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとする。  
ただし、その割合は、常時、三分の一を超えているものとする。

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間(平成19年10月1日から平成29年9月30日までの期間をいう。)中に、その全部を処分するものとする。

#### 第62条(株式の処分)

日本郵政株式会社は、移行期間中に、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分しなければならない。(以下略)

### 【日本郵政株式会社法】

#### 附則第3条(政府保有の株式の処分)

政府はその保有する株式については、できる限り早期に処分するよう努めるものとする。

### 【郵政民営化推進本部からの指示事項(H19. 1. 26)】

- ①金融二社の株式の上場を早期に実施するための具体的措置を検討すること
- ②日本郵政株式会社の自社株式の早期上場及び政府による処分を可能とするための準備を急ぐこと

## 5. 株式の早期上場

---

### (1) 株式上場に関する基本方針

○郵政民営化法における規定及び郵政民営化推進本部からの指示等により、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の金融2社に加え、持株会社自身についても、できる限り早期に上場が可能となるよう準備を実施

－株式上場を行うことにより、民間の市場規律のもとで経営を実施

－さらに、郵便事業会社及び郵便局会社を含めたグループ全体において、内部管理体制の充実など、経営上の重要課題解決の取組みを加速

### (2) 株式上場の時期

#### ① 金融2社

・遅くとも民営化後4年目(2011年度)、可能であれば、東証の審査基準の特例が認められることを前提に、民営化後3年目(2010年度)の上場を目指し、5年間で処分する方針

#### ② 持株会社

・金融2社と同時期の上場が可能となるよう、金融2社と同様の準備を実施

## 5. 株式の早期上場

### 【上場審査基準(東京証券取引所第一部)】

#### ○形式基準

| 項目            | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |          |       |     |                                                                                                                                                                                              |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①上場株式数        | 10万単位以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |          |       |     |                                                                                                                                                                                              |
| ②株式の分布状況      | <table> <tr> <td>少数特定者持株数</td><td>70%以下</td></tr> <tr> <td>株主数</td><td>           上場株式数が10万単位以上11万単位未満まで3,000人以降、以下のとおり加算<br/>           ・20万単位未満まで1万単位増すごとに100人<br/>           ・20万単位以上は2万単位増すごとに100人<br/>           ただし、投資単位が50万円未満については以下のとおり<br/>           ・10万円以上50万円未満の場合、上記による所要株主数の半数(2,200人を下限)<br/>           ・10万円未満の場合、2,200人         </td></tr> </table> | 少数特定者持株数 | 70%以下 | 株主数 | 上場株式数が10万単位以上11万単位未満まで3,000人以降、以下のとおり加算<br>・20万単位未満まで1万単位増すごとに100人<br>・20万単位以上は2万単位増すごとに100人<br>ただし、投資単位が50万円未満については以下のとおり<br>・10万円以上50万円未満の場合、上記による所要株主数の半数(2,200人を下限)<br>・10万円未満の場合、2,200人 |
| 少数特定者持株数      | 70%以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          |       |     |                                                                                                                                                                                              |
| 株主数           | 上場株式数が10万単位以上11万単位未満まで3,000人以降、以下のとおり加算<br>・20万単位未満まで1万単位増すごとに100人<br>・20万単位以上は2万単位増すごとに100人<br>ただし、投資単位が50万円未満については以下のとおり<br>・10万円以上50万円未満の場合、上記による所要株主数の半数(2,200人を下限)<br>・10万円未満の場合、2,200人                                                                                                                                                                           |          |       |     |                                                                                                                                                                                              |
| ③事業継続年数       | 3年以前から取締役会を設置して事業活動継続                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          |       |     |                                                                                                                                                                                              |
| ④上場時価総額       | 500億円以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |          |       |     |                                                                                                                                                                                              |
| ⑤純資産の額        | 直前事業年度末日において10億円以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |          |       |     |                                                                                                                                                                                              |
| ⑥利益の額         | 次の何れかに適合<br>a. 最近2年間について、最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上<br>b. 最近3年間について、最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上、かつ、3年間の合計が6億円以上                                                                                                                                                                                                                                                           |          |       |     |                                                                                                                                                                                              |
| ⑦時価総額         | 1,000億円以上かつ最近1年間の売上が100億円以上<br>※上記⑥に適合している場合は本項目適合は不要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          |       |     |                                                                                                                                                                                              |
| ⑧虚偽記載又は不適正意見等 | a. 最近2年間(上記⑥のbを適用の場合、3年間、次項においても同じ)の有価証券報告書等に「虚偽記載」なし<br>b. 最近2年間(最近1年間を除く)の財務諸表等の監査意見が「無限定適正」又は「除外事項を付した限定付適正」<br>c. 最近1年間の財務諸表等の監査意見が「無限定適正」                                                                                                                                                                                                                         |          |       |     |                                                                                                                                                                                              |
| ⑨その他          | 株式事務代行機関の設置、株式の譲渡制限廃止、指定保管振替機関における取扱いに係る同意等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          |       |     |                                                                                                                                                                                              |

#### ○実質基準

| 項目               | 内容                                |
|------------------|-----------------------------------|
| ①企業の継続性及び収益性     | 継続的に事業を営み、かつ、経営成績の見通しが良好なものであること  |
| ②企業経営の健全性        | 事業を公正かつ忠実に遂行していること                |
| ③企業内容等の開示の適正性    | 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること       |
| ④申請会社が親会社等を有する場合 | 上記①～③の他、親会社等からの独立性が確保されている状況にあること |
| ⑤その他             | 公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項         |

➤ 審査は上場申請会社の企業グループに対して実施される。

➤ 従って、郵便事業会社、郵便局会社も審査の対象となる。

## 5. 株式の早期上場

---

### (2) 株式上場に向けた体制整備

○遅くとも民営化後4年目(2011年度)の上場、可能であれば、民営化後3年目(2010年度)の上場に向けた準備を行うことを前提に、2008年3月(2010年度上場申請とした場合の2期前)までに、上場企業としての体制を整備

ー監査法人のコンサルティングを受け、現状調査・問題点抽出を行い、各社ごとに改善計画を策定し、実行

#### 【体制整備のポイント】

・既に着手している監査・コンプライアンス体制の整備・日本版SOX対応に加え、以下の15項目につき、各社において上場企業並みの体制を実現。

- ①経営計画 ②月次決算 ③セグメントの確立 ④四半期・連結決算 ⑤関係会社

⑥グループ会社からの独立性 ⑦特別利害関係人 ⑧ガバナンス ⑨事務フローチャート

⑩組織体制 ⑪諸規程 ⑫議事録 ⑬契約書 ⑭債権管理 ⑮在庫管理

・解決に時間を要する項目から優先的に着手し、期限を厳守

## 5. 株式の早期上場

### (3) 株式上場にかかわるスケジュール(持株会社・金融2社)

○民営化後3年目(2010年度)上場を前提とした場合

